

平成 22 年度 修士学位論文

秋田市国民健康保険「税」事件と旭川市国民健康保険「料」事件について
—両事件の検討を通じた租税法律主義の適用対象に関する一考察—

専 攻 法学専攻
学籍番号 09LM027
氏 名 佐藤大祐

目次

第1章	はじめに	1
第1節	問題意識	1
第2節	保険料による場合と保険税による場合との相違	1
第2章	秋田市事件の検討	6
第1節	地方税条例主義	6
第2節	課税要件明確主義と不服申立て	8
第3節	秋田市条例が許容する市長の恣意	10
第4節	予算決議により条例の瑕疵は治癒されるか〔1〕	13
第5節	非定率・定額方式は常に違憲となるか	16
第6節	その他の論点	17
第3章	旭川市事件の検討	19
第1節	非対価性と租税法律主義	19
第2節	旭川市条例が許容する市長の恣意	21
第3節	租税法律主義の趣旨適用について	22
第4節	予算決議により条例の瑕疵は治癒されるか〔2〕	23
第5節	国保料の基本的な人権侵害の側面	25
第6節	趣旨適用を前提にした場合の違憲性の検討	29
第7節	告示の法規性	30
第8節	その他の論点	31
第4章	国保料は租税法律主義の適用対象となるか	33
第1節	遡及立法と租税法律主義	33
第2節	租税法律主義を直接適用する場合の利害得失	34
第3節	憲法解釈として妥当か	35
第5章	むすびにかえて ―租税法律主義の適用対象に関する一考察―	37
第1節	検討の前提	37
第2節	形式的税の限界事例の検討	39
第3節	租税法律主義の適用対象	41
第4節	財政法3条について	44